第一種フロン類充塡回収業者登録申請要領

１．申請窓口

佐賀県内に事業所がある場合	佐賀県くらし環境本部環境課 大気・水質担当 または、 主な事業所の所在地を管轄する県内の保健福祉事務所の環境保全課
佐賀県内に事業所がない場合	佐賀県くらし環境本部環境課 大気・水質担当 または、 主な事業区域を管轄する県内の保健福祉事務所の環境保全課

※各申請窓口については次の通り

名称	管轄地域	所在地	TEL
くらし環境本部　環境課	県内全域および県外	〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59	0952-25-7774
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市、多久市、小城市、 神埼市、神埼郡	〒849-8585 佐賀市八丁畷町 1-20	0952-30-1907
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市、三養基郡	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	0942-83-6820
唐津保健福祉事務所	唐津市、東松浦郡	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-4185
伊万里保健福祉事務所	伊万里市、西松浦郡	〒848-0041 伊万里市新天町坂口 122-4	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所	武雄市、鹿島市、嬉野市、 杵島郡、藤津郡	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	0954-23-3506

２．申請書提出部数

３部（正本、副本、控え）

※副本及び控えの登記簿謄本または住民票の写しについてはコピーしたものでよい。

また、控えについては申請受付後に申請者控えとして返却します。

３．申請手数料

５，０００円（佐賀県収入証紙で納入）

※佐賀県収入証紙は県庁及び各保健福祉事務所内にも販売所があります。

（次頁に続く）

４．添付書類

①本人を確認できる書類

・個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票の写し

・法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記簿謄本

②フロン類回収設備の所有権などを証明する書類

・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し

・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

③フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類

・取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

（申請書にフロン類回収設備の能力を記載するときには、これらの書類の他、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）充塡回収業者等に関する運用の手引き」「第６章　３．フロン類回収装置の種類及び能力一覧表」を参照してください。）

④申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類

・申請者等が法に定める欠格要件に該当しない者であることを誓約した旨の書面

（別紙参照）

５．その他

①申請書裏面の備考欄に、フロン類の充塡及び回収を自ら行う者又はフロン類の充塡及び回収に立ち会う者の氏名、所属・職名及びその者が有している資格を記載してください（別紙でもよい）。

また、資格を有することを証明するものの写しを添付してください。

※第一種特定製品からのフロン類の充塡及び回収に関係する資格には、主に以下のようなものがあります。

【回収】フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者

・冷媒回収推進･技術センター（ＲＲＣ）が認定した冷媒回収技術者

・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

・冷凍空気調和機器施工技能士

・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

・冷凍空調技師（日本冷凍空調学会）

・技術士（機械部門（冷暖房･冷凍機械））

・自動車電気装置整備士

（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により、当該資格を取得した者又は、平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習を受講した者に限る）

（次頁に続く）

【充填】　フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者

Ａ　冷媒フロン類取扱技術者

第一種：（一社）日本冷凍空調設備工業連合会

第二種：（一財）日本冷媒・環境保全機構

Ｂ　一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）（高圧ガス保安協会）

・上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者

・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）

・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

・自動車電気装置整備士

（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により、当該資格を取得した者又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に 関する講習を受講した者に限る）

Ｃ　十分な実務経験（※1）を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習（※2）を受講した者

※1　日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に 3 年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者を指す。

※2　環境省及び経済産業省が適正性について判断した「充填に求められる知識」についての講義、考査を指す。